

証券コード：9778

# 第67期 定時株主総会 招集ご通知

開催  
日時

2025年5月27日（火曜日）  
午前10時

開催  
場所

鹿児島県鹿児島市加治屋町9番1号  
当社本社ビル 3階会議室

議 案

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

目 次

第67期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
計算書類	15
監査報告	17
株主総会参考書類	20

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）により議決権を行使ください  
ますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2025年5月26日（月曜日）

午後5時到着分まで

株式会社 昴

株主各位

証券コード：9778  
2025年5月12日

鹿児島市加治屋町9番1号

**株式会社 昴**  
代表取締役社長 **西村 秋**

## 第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67期定時株主総会を開催いたしますので、下記のとおりご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「2025年 定時株主総会招集通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.subaru-net.com/profile/ir>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、「銘柄名(会社名)」に「昴」または「コード」に当社証券コード「9778」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄より、ご確認ください。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、議決権を事前に行使いただく場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年5月26日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

<b>1 日 時</b>	2025年5月27日（火曜日）午前10時
<b>2 場 所</b>	鹿児島県鹿児島市加治屋町9番1号 当社本社ビル 3階会議室 (末尾の「総会会場ご案内図」をご参照ください)
<b>3 会議の目的事項</b>	<b>報告事項</b> 第67期（2024年3月1日から2025年2月28日まで） 事業報告の内容及び計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

以上

- 議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款（第15条）の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対してお送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

【事業報告】 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項  
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要  
会社の支配に関する基本方針

【計算書類】 株主資本等変動計算書・個別注記表

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面をお送りいたします。

# 事業報告 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

## 1 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、一部に足踏み感があるものの、旺盛なインバウンド需要に支えられ、緩やかな回復傾向となりました。

一方、豪雨、山林火災など相次ぐ大規模自然災害、エネルギー価格、人件費の上昇に伴う消費者物価の高騰、さらには混沌とする海外情勢など依然として先行き不透明な状況が継続しております。

当学習塾業界、とりわけ当社の主なマーケットである南九州においては、多くの公立高校で定員に満たない状況が続いております。さらに、物価高の環境の下、実質賃金の伸び悩みから学校外教育費が抑制され、当社におきましても小中学生の通塾生数が伸び悩みました。

このような状況下において当社は、高校入学前の段階で多様化する大学入試制度の現状を発信し、また小中学時における自発的学習を啓蒙し、通塾生の成績と満足度の向上に取り組んでまいりました。加えて、AIを活用した自立学習支援システム（昂LMS）に模試データを結び付け、個別に最適化された学習支援を行ってまいりました。

また、質の高い映像配信授業を提供するための設備構築をすすめ、相互通信のできるライブ授業配信を一部地域で実施しております。

一方、高等部を展開する沖縄地区においては現役志向の高まりで浪人生が減少する中、現役高校生に主軸をおいた運営へシフトを図り、高2・高3生を中心に生徒数を伸ばしてきております。今後も早期の入試対策により、大学入試制度の変革に対応した指導の充実、情報提供に努めてまいります。

事業展開といたしましては、今後の市場動向に鑑み、また人的資源の効率的運用を図るため、2024年3月に普天間校（沖縄県宜野湾市）を近隣の沖縄校と統廃合し、小林校（宮崎県小林市）を閉校いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は3,450百万円（前期比2.3%減）、営業利益93百万円（前期比34.9%減）、経常利益107百万円（前期比33.2%減）、当期純利益は57百万円（前期比60.7%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は180百万円であります。

その主なものは、熊本市の投資不動産の購入95百万円、新中山校用地47百万円などの投資であります。

## (3) 資金調達の状況

当事業年度中に、当社の所要資金として、金融機関より長期資金5億円の調達を行いました。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## (7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (8) 対処すべき課題

当社が認識している当面の課題と中長期的な課題は次のとおりです。

### ①DXへの取り組み

コロナ禍を契機に、AIやデジタル技術を活用した教育サービスの需要が一気に高まりました。

当社においても、より効率的な学習機会を提供するためにAIを搭載した新昴LMSを運用しております。

また、ライブ配信授業を通じて、時間や場所にとらわれない高品質の教育サービスを提供してまいりました。これら培ってきたノウハウを活かし、新規サービスの提供や顧客満足度の更なる向上を図るとともに、新たな顧客ニーズを的確にとらえ、事業拡大に努めてまいります。

### ②少子化と学力の二極化への対応

少子化により公立高校一般入試の出願倍率が低下しており、当社が展開する各地域においても多くの高校・学科で定員割れとなっております。このような状況が学力の二極化現象を引き起こしており、経営環境に多大な影響を及ぼしている状態です。当社では、高校入試だけをゴールとせず、その先の大学進学や将来の職業を見据えて、学ぶことの大切さや必要性の啓蒙に引き続き取り組んでまいります。さらに高校授業料無償化を事業拡大の好機ととらえ、新規サービスの提供も検討してまいります。

### ③採用活動の強化

求職者の売り手市場が続ぎ、全国的に採用難に悩む会社が増えております。当社においても社員採用は苦戦続きであり、採用活動を見直す必要性が生じております。これまでの採用活動に加え、大学2、3年生対象のインターンシップ活動の機会検討や、福岡・熊本エリアの就職イベント参画、大学機関への訪問等、採用活動の強化を行ってまいります。またアルバイト学生の研修に「社会人としての基本を学ぶ機会」を加え、優秀な人材の育成を図るとともに、社員登用の強化も図ってまいります。

当社は企業継続のため、基本を徹底し他社との差別化を図るとともに地域のニーズをしっかりと捉えて事業の拡大を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますように衷心よりお願い申し上げます。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

区分		第64期 (2022年2月期)	第65期 (2023年2月期)	第66期 (2024年2月期)	第67期 (当期) (2025年2月期)
売上高	(千円)	3,539,968	3,511,937	3,530,937	3,450,884
経常利益	(千円)	383,275	300,086	160,998	107,486
当期純利益	(千円)	136,459	217,976	36,024	57,904
1株当たり当期純利益		230円91銭	368円92銭	60円98銭	98円03銭
総資産	(千円)	6,722,657	6,710,767	7,116,704	6,925,306
純資産	(千円)	3,452,590	3,603,693	3,639,155	3,570,581
1株当たり純資産額		5,843円06銭	6,099円69銭	6,161円11銭	6,040円12銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は、完全子会社である株式会社タケジヒューマンマインドを、2022年9月1日を効力発生日として吸収合併したことに  
より連結子会社が存在しなくなったため、第65期より連結計算書類を作成しておりません。よって、第64期につきましても、当社単体の財産及び損益の状況の推移を記載しております。なお当社では、第64期は連結計算書類を作成しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第65期から適用しており、第65期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (10) 主要な事業内容 (2025年2月28日現在)

当社は、小学生と中学生を中心として、幼児から高校生及び高校卒業生を対象とした学習塾であります。

当社では真の人間を育成すべく、「感性を育み」、「人間にとって大切なことを学び」、「勉強は楽しいものと分かり」、「自ら進んで学ぶ」教育を行っております。当然その結果として、志望校合格を果たし、将来、真に世の中の役に立つ人間を育成するよう努力しております。

## (11) 事業所 (2025年2月28日現在)

イ. 本社 鹿児島市加治屋町9番1号

ロ. 教室

事業所形態	事業所数	県別			
昴	43	鹿児島県 宮崎県	26校 9校	熊本県 福岡県	6校 2校
受験ラサール	4	鹿児島県 宮崎県	2校 1校	熊本県	1校
東進衛星予備校	5	鹿児島県 宮崎県	2校 3校		
即解ゼミ	4	沖縄県	4校		
個別指導	9	鹿児島県 宮崎県	4校 1校	熊本県 福岡県	3校 1校
合計	65	鹿児島県 宮崎県 熊本県	34校 14校 10校	福岡県 沖縄県	3校 4校

- (注) 1. 2024年3月に小林校 (宮崎県小林市) を閉校いたしました。  
2. 2024年3月に普天間校 (沖縄県宜野湾市) を近隣の沖縄校と統廃合いたしました。

**(12) 使用人の状況** (2025年2月28日現在)

使用人数	前期末比増減
305名	3名減

(注) 当社は学習塾事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

**(13) 重要な親会社及び子会社の状況** (2025年2月28日現在)

## ①親会社の状況

該当事項はありません。

## ②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

**(14) 主要な借入先の状況** (2025年2月28日現在)

借入先	借入金残高
株式会社鹿児島銀行	1,209百万円
株式会社三井住友銀行	160
株式会社西日本シティ銀行	146
株式会社みずほ銀行	60
株式会社三菱UFJ銀行	43
株式会社肥後銀行	40
株式会社宮崎銀行	1

## 2 会社の株式に関する事項 (2025年2月28日現在)

- ① 発行可能株式総数 1,500,000株
- ② 発行済株式の総数 693,576株
- ③ 株主数 1,354名 (前期比50名減)
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
有限会社学友社	256,797株	40.99%
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	35,400	5.65
株式会社鹿児島銀行	31,041	4.95
昴取引先持株会	24,366	3.89
株式会社南日本銀行	21,400	3.42
西村道子	20,791	3.32
西村 秋	10,716	1.71
株式会社宮崎銀行	9,000	1.44
三菱UFJ信託銀行株式会社	9,000	1.44
昴社員持株会	8,835	1.41

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (67,032株) を控除して計算しております。
2. 株式給付信託 (J-ESOP) の導入に伴い、信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が当社株式を35,400株所有しております。
3. 当社は、自己株式を67,032株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

### 3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況 (2025年2月28日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	西村 道子	有限会社学友社取締役
代表取締役社長	西村 秋	有限会社学友社代表取締役
常務取締役	立山 政俊	管理本部長
取締役	松葉 口 哲	教務本部長兼沖繩統括部長
取締役 (常勤監査等委員)	厚地 実	
取締役 (監査等委員)	前田 義人	
取締役 (監査等委員)	本木 順也	窪田・本木法律事務所

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 3名全員は社外取締役であります。
2. 当社と窪田・本木法律事務所との間には重要な取引関係はありません。
3. 厚地実氏は、金融機関に長年在籍していたことから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、本木順也氏は、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 内部監査部門等との連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能の強化のために常勤の監査等委員を置いております。
5. 当社は、厚地実氏、前田義人氏及び本木順也氏の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の各社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

### (3) 取締役の報酬等

#### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、当該取締役の企業価値の向上意欲を高めるとともに、当社が上場企業として持続的な成長を続けることを目的として、「職責を果たす」ことへの対価として、全ての取締役（監査等委員である取締役を除く）を対象に、金銭にて固定報酬（100%）を支給する方針であります。また取締役（監査等委員である取締役を除く）の個別報酬については、取締役会（含代表取締役社長一任）において、各取締役の職務内容・職位・業績・貢献度・経営状況等を勘案し、株主総会決議の報酬限度額内において決定しております。

監査等委員である取締役の報酬等は、独立性確保の観点から金銭にて固定報酬（100%）を支給する方針であります。また監査等委員である取締役の個別報酬については、監査等委員会において、監査等委員である取締役の協議によって、株主総会決議の報酬限度額内において決定し、その結果を取締役会に報告しております。

#### ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	99,600千円 （-千円）	99,600千円 （-千円）	-千円 （-千円）	-千円 （-千円）	4名 （-名）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	6,000千円 （6,000千円）	6,000千円 （6,000千円）	-千円 （-千円）	-千円 （-千円）	3名 （3名）
合計 （うち社外取締役）	105,600千円 （6,000千円）	105,600千円 （6,000千円）	-千円 （-千円）	-千円 （-千円）	7名 （3名）

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等限度額は、2020年5月27日開催の第62期定時株主総会において年額1億5千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名であります。

3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年5月25日開催の第58期定時株主総会において年額2千万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。

4. 上記のほか、使用人兼務役員の使用人としての職務に対する報酬として、9,600千円支給しております。

5. 当社は、2006年5月25日開催の第48期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対する退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

6. 当社は、2023年5月25日開催の取締役会にて、基本報酬について代表取締役社長である西村秋に取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額の具体的内容の決定を委任しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としております。この権限を代表取締役社長に委任している理由は、当社全体の業績及び経営状況を俯瞰しつつ、各取締役の職務内容・職位・貢献度等について適切かつ総合的な判断が可能であると判断しているためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役である常勤監査等委員が確認する措置を講じており、当該手続きを経て決定されていることから、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### イ. 重要な兼職先と当社との関係

当社と監査等委員である取締役 本木順也氏の兼職先である窪田・本木法律事務所との間に重要な取引関係はありません。

##### ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員・常勤)	厚 地 実	当事業年度に開催された取締役会13回全て、また監査等委員会14回全てに出席いたしました。主に長年の金融機関での要職としての豊富な実務経験に基づく専門的な見地から、当社の監査体制を一層強化させるため、取締役会及び監査等委員会において適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	前 田 義 人	当事業年度に開催された取締役会13回全て、また監査等委員会14回全てに出席いたしました。主にマスメディア業界での経営者としての豊富な実務経験に基づく専門的な見地から、当社の監査体制を一層強化させるため、取締役会及び監査等委員会において適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	本 木 順 也	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、また監査等委員会14回のうち13回に出席いたしました。主に弁護士としての豊富な実務経験に基づく専門的な見地から、当社の監査体制を一層強化させるため、取締役会及び監査等委員会において適宜発言を行っております。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

監査法人かごしま会計プロフェッション

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人かごしま会計プロフェッションは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423第1項の損害賠償責任を法令が規定する限度額までに限定する契約を締結しております。

### (3) 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	12,600千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,600千円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査契約の内容及び会計監査の職務遂行状況を確認し、報酬額の見積額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬にはこれらの合計額を記載しております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分は、株主に対する利益還元を経営の重要政策のひとつと位置づけ、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

このような方針に基づき、当期末におきましては1株当たり120円の配当を予定しております。内部留保金につきましては、財務体質の強化と今後の事業拡大のために有効活用してまいります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入して表示しております。

## 貸借対照表 (2025年2月28日現在)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>916,466</b>
現金及び預金	769,790
営業未収入金及び契約資産	16,175
有価証券	22,592
教材	34,713
貯蔵品	1,002
前払費用	70,377
その他	1,933
貸倒引当金	△120
<b>固定資産</b>	<b>6,008,840</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>4,899,179</b>
建物	1,772,678
構築物	20,368
器具備品	28,153
土地	3,068,808
リース資産	7,249
建設仮勘定	1,921
<b>無形固定資産</b>	<b>42,709</b>
借地権	1,379
電話加入権	148
ソフトウェア	20,564
リース資産	20,616
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,066,951</b>
投資有価証券	143,700
長期前払費用	8,929
繰延税金資産	403,756
投資不動産	389,040
保険積立金	7,340
敷金及び保証金	114,184
<b>資産合計</b>	<b>6,925,306</b>

(単位：千円、単位未満切捨)

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>1,099,421</b>
買掛金	38,672
1年内返済予定の長期借入金	566,880
リース債務	10,226
未払金	79,357
未払費用	50,076
未払法人税等	39,385
未払消費税等	37,653
契約負債	115,552
預り金	24,860
前受収益	1,720
賞与引当金	58,836
ポイント引当金	19,726
資産除去債務	6,328
その他	50,146
<b>固定負債</b>	<b>2,255,303</b>
長期借入金	1,094,139
リース債務	20,482
退職給付引当金	838,761
株式給付引当金	103,166
長期未払金	87,282
長期預り敷金保証金	18,410
資産除去債務	89,657
その他	3,404
<b>負債合計</b>	<b>3,354,725</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	
資本金	990,750
<b>資本剰余金</b>	
資本準備金	971,690
<b>資本剰余金合計</b>	<b>971,690</b>
<b>利益剰余金</b>	
利益準備金	107,802
その他利益剰余金	1,990,258
別途積立金	1,153,000
繰越利益剰余金	837,258
<b>利益剰余金合計</b>	<b>2,098,060</b>
<b>自己株式</b>	<b>△516,242</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>3,544,258</b>
<b>評価・換算差額等</b>	
その他有価証券評価差額金	26,322
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>26,322</b>
<b>純資産合計</b>	<b>3,570,581</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>6,925,306</b>

## 損益計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：千円、単位未満切捨)

科目	金額	
売上高		3,450,884
売上原価		2,811,100
売上総利益		639,783
販売費及び一般管理費		545,839
営業利益		93,944
営業外収益		
受取利息	263	
有価証券利息	357	
受取配当金	3,394	
受取家賃	14,424	
受取手数料	10,011	
その他	1,449	29,900
営業外費用		
支払利息	7,087	
租税公課	4,259	
減価償却費	4,173	
その他	838	16,359
経常利益		107,486
特別利益		
固定資産売却益	6,943	
投資有価証券償還益	927	7,870
特別損失		
固定資産除却損	2,334	
減損損失	47,318	
補助金返還損	3,374	
和解金	2,146	55,173
税引前当期純利益		60,183
法人税、住民税及び事業税	32,529	
法人税等調整額	△30,250	2,278
当期純利益		57,904

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年4月10日

株式会社 昂  
取締役会 御中

監査法人かごしま会計プロフェッション  
鹿児島県鹿児島市  
指 定 社 員 公認会計士 酒 匂 康 孝  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 東 和 宏  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社昂の2024年3月1日から2025年2月28日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別の又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。  
以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人がごしま会計プロフェッションの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月10日

株式会社 昴 監査等委員会

常勤監査等委員 厚地 実 ㊟

監査等委員 前田 義人 ㊟

監査等委員 本木 順也 ㊟

(注) 監査等委員厚地実、前田義人及び本木順也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社は経営基盤の安定を図りつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開及び当社を取り巻く環境等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき <b>120円</b> 配当総額 <b>75,185,280円</b>
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年5月28日

## 第2号議案

# 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

当社の現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）4名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となります。現取締役の立山政俊氏は本総会終結の時をもって退任されますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関して、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。取締役候補者は次のとおりであります。

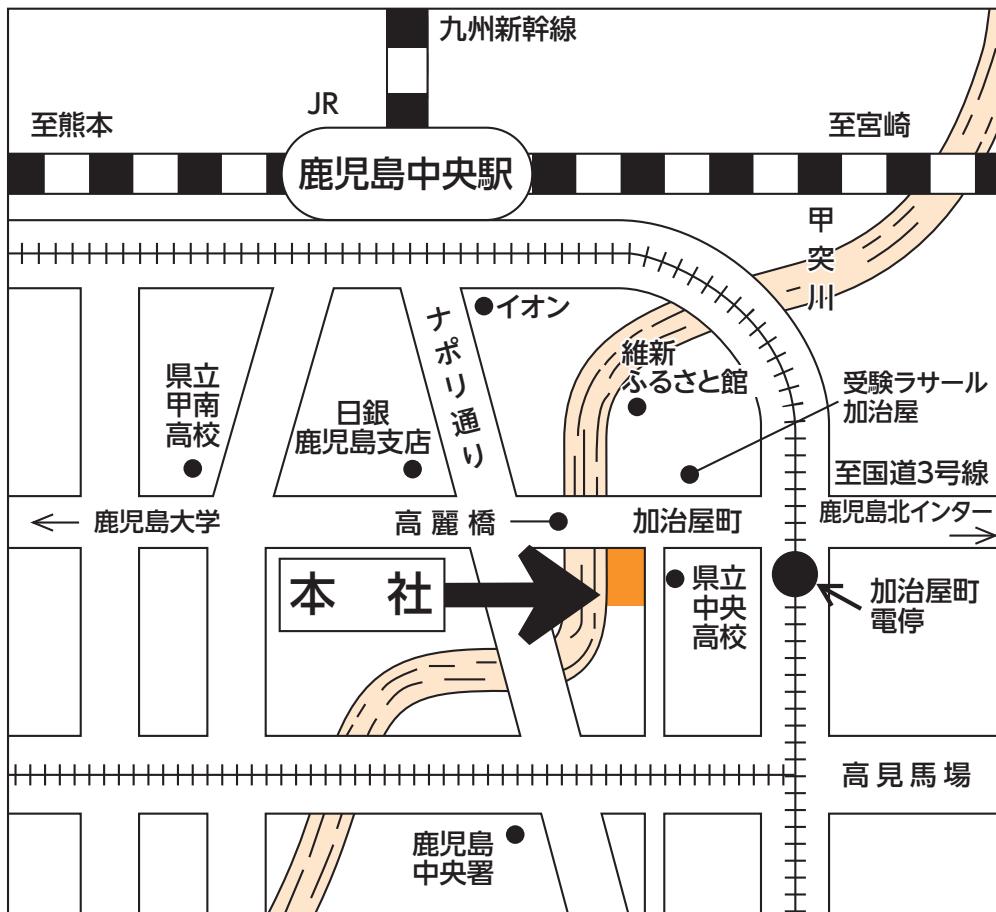
候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	にしむら みちこ <b>西村 道子</b> (1942年2月6日)	1973年10月 有限会社教学社鶴丸予備校 (現 株式会社昂) 取締役に就任	20,791株
		1991年 2月 当社常務取締役 1991年10月 当社専務取締役 1991年12月 当社代表取締役専務 2002年 3月 当社代表取締役専務 教務本部長 2003年 5月 当社代表取締役副社長 2006年 3月 当社代表取締役社長 2021年 5月 当社代表取締役会長（現任）	
		<重要な兼職の状況> 有限会社学友社 取締役	
		<取締役候補者とした理由> 西村道子氏は、創業以来、長年にわたり当社の経営を牽引しており、強い求心力と当社の経営全般に関する豊富な知見を活かし、当社の企業価値向上への更なる貢献を期待できることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2 再任	にしむら あき <b>西村 秋</b> (1967年1月24日)	2001年 1月 有限会社学友社取締役 2005年 3月 当社入社内部監査室長 2006年 5月 当社取締役内部監査室長 2007年 9月 当社取締役人事総務部長 2010年 2月 当社取締役人事総務部長 教務部広告宣伝担当部長 2014年 5月 当社代表取締役副社長 2021年 5月 当社代表取締役社長 (現任) <重要な兼職の状況> 有限会社学友社 代表取締役	10,716株
		<取締役候補者とした理由> 西村秋氏は、代表取締役社長として当社の経営を牽引しており、強い求心力と当社の経営全般に関する豊富な知見を活かし、当社の企業価値向上への更なる貢献を期待できることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3 再任	まつば ぐち さとし <b>松葉口 哲</b> (1960年9月9日)	1984年 3月 有限会社鶴丸予備校 (現 株式会社昂) 入社 2005年 3月 当社教務部教務指導担当部長 2010年 2月 当社管理部情報システム・教務事務担当部長 兼教務部模試開発担当部長 2020年 5月 当社教務副本部長 2021年 5月 当社教務本部長 2022年12月 当社教務本部長 兼沖縄統括部長 2023年 5月 当社取締役教務本部長 兼沖縄統括部長 (現任)	200株
		<取締役候補者とした理由> 松葉口哲氏は入社以来、長年にわたり多くの教室、エリアにおいて講師、教室責任者経験を重ね、当社の業績、業容拡大に携わり、近年では当社業務の根幹となる教務本部長として、ブランド力の源泉となる成績向上と第一志望校合格に向けた指導を牽引してまいりました。また昨今においては、DXを中心とした業務改革と教務サービスの品質向上を推進するなど、優れた企画力と実行力を発揮し、市場、経営環境の変化にも対応力をみせております。これらの実績と知見を活かし、当社の企業価値向上への更なる貢献を期待できることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	

(注) 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

## 総会会場ご案内図



### 会場

当社本社ビル 3階会議室

鹿児島県鹿児島市加治屋町9番1号 電話 099 (227) 9500 (本社代表)

### 交通

J R 鹿児島中央駅より徒歩15分

市電 加治屋町電停より徒歩5分

■ 駐車場が手狭のため、お車でのご来場はご遠慮願います。

■ ご来場にあたりサポートが必要な方は上記お問い合わせ先に2025年5月20日(火)までにご連絡ください。